

戒律制定の根底

龍 口 明 生

(龍 谷 大 学)

はじめに

比丘僧伽（及び比丘尼僧伽）は出世間である。しかしながら修行を中心とする比丘達の生活は、当然世間とも関わっており、特に衣食に関しては世間の人々との交流の中に成り立っている。

戒律規定が制定される根底を考察するには、彼等の修行生活と世俗社会の関わりを無視することはできない。戒の条数は一般に比丘二百五十戒、比丘尼五百戒と称せられているが、『四分律』について言えば比丘戒は二五〇条であり、比丘尼戒は三四八条である。何れの戒条も基本的には最初に因縁譚（nidāna）を有している。この因縁譚は、戒が制定されるに至る状況を述べるものであり、これを検討することにより戒を制定する意図の根底が明らかとなる。なお、本論文では諸律の中、『四分律』を中心に取り上げ検討する。

『四分律』の経分別は、比丘分別⁽¹⁾も比丘尼分別も共に各々の戒条の記述様式はほぼ共通しており、以下の如くである。⁽²⁾ すなわち、

- 一 因縁譚、二 戒条、三 戒条の文義の解釈、四 戒条・罪過の解釈敷衍、五 不犯・無犯、六 戒条規定の

犯例、

の様式をとっている。さらにこの「因縁譚」もまた一定の形式で以て記述されている。

①場所、②比丘が或る種の行為をする（＝事件³）、③事件を起こした比丘に対する世間の人々の非難、④当の比丘に対する人々の非難を他の比丘達が聞き、事件を起こした比丘を非難する、⑤諸比丘はこの事件を積尊へ伝える、⑥積尊は比丘達を集める、⑦積尊は事件を起こした比丘本人に真偽を問い質す、⑧事件を起こした比丘の返答、⑨彼の比丘に対する積尊の呵責、⑩十利の為の故に結戒する（以下、「二 戒条」、「三 戒条の文義の解釈」……と続く）。

なお、この①～⑩の各部分が揃った形式で以て全ての戒条が記述されているとは限らない。例えば『四分律』について言えば、⑦、⑧の部分の欠落した因縁譚が多いし、その他の部分が省略された形のものも諸律共通して認められる。ともあれ右に示した形式が最も多く見出される叙述様式である。

本論文では、上記の因縁譚中、特に「③事件を起こした比丘に対する世間の人々の非難」、「④当の比丘に対する人々の非難を他の比丘達が聞き、事件を起こした比丘を非難する」、そして「⑨積尊の呵責」、の部分を取り上げ、それらの非難・呵責の内容を手がかりとして戒律制定の淵源を考察してみたい。

一 戒制定の目的

経分別中の二百五十条の各々の戒戒の目的は、前述の「⑩十利の為の故に結戒する」とある如く、いずれの律にもこれと同趣旨の十種の目的があげられている。

『四分律』では「十句義」と呼んでいる。なお、『五分律』には「十利」、「十誦律」・『根本説一切有部律』も共に「十利」と呼び、『摩訶僧祇律』には「十事利益」と称し、パーリ律では⁽⁴⁾śāsa athavaseとある。具体例として、『四分律』の四波羅夷法第一の制裁を挙げれば、

爾時世尊無數方便呵責已告諸比丘。須提那癡人。多種有漏處最初犯戒。自今已去。與諸比丘結戒。集十句義。一 攝取於僧。二 令僧歡喜。三 令僧安樂。四 令未信者信。五 已信者令增長。六 難調者令調順。七 慚愧者得安樂。八 斷現在有漏。九 斷未來有漏。十 正法得久住。欲說戒者當如是説。若比丘犯不淨行行姪欲法。是比丘波羅夷不共住。⁽⁵⁾

と十句義が挙げられている。すなわち、

- 一、攝取於僧（僧伽の統制の為に）
- 二、令僧歡喜（僧伽の構成員を歡ばしめる為に）
- 三、令僧安樂（僧伽の構成員を安樂ならしめる為に）
- 四、令未信者信（非仏教徒に仏教を信ぜしめる為に）
- 五、已信者令增長（すでに仏教徒である者に信を深めさせる為に）
- 六、難調者令調順（比丘として相応しく無い者を眞の比丘に教育する為に）
- 七、慚愧者得安樂（出家者に反する行為をして慚愧している者に反省の機会を与え、心の平安を得させる為に）
- 八、斷現在有漏（現在持っている煩惱を断つ為に）
- 九、斷未來有漏（未來に起こるであろう煩惱を断つ為に）

十、正法得久住（仏陀の教えが減することなく末永く正しく伝えられるように）とある。

この十種の目的は、また次の如くに要約できるであろう。比丘達が世間の人々（仏教徒あるいは非仏教徒）から好意的に受け容れられるように（第四、五）、比丘各人の修行が進むように（第六、七、八、九）、そして、僧伽が支障なく運営できるように（第一、二、三）。その結果として、仏法（及び仏教教団）が永続するように（第十）。

戒を持つことは、修行者個人が悟るための出発点である、と同時に教団を統制維持する上で必要なことであり、さらには仏法を未来へ伝える機能をも担っているのである。

二 因縁譚の分析

本来の目的を持って出家した者、悟りを目指しての出家であるならば、その生活は自ずと出家者として相応しいものとなる。しかし、他の目的で以て出家した者にとっては、出家生活に順応することは容易ではない。戒制定に至る状況を語る因縁譚には、出家者として相応しくない行為が描写されている。多くの場合、在家者からの非難であり、また修行者仲間からの非難であり、積尊からの叱責である。

次に、因縁譚における事件を起こした比丘に対して、(a)世間の人々からの、(b)諸比丘からの、(c)積尊からの、それぞれの非難の具体例をいくつか挙げてみたい。

二百五十戒中、最も重い罪である波羅夷法の四条の中で事件を起こした比丘がいかにように非難されているかについて見てみたい。

波羅夷法第一姪戒。条文は「若比丘共比丘同戒。若不還戒戒羸不自悔。犯不淨行乃至共畜生。是比丘波羅夷不共住」⁽⁶⁾であり、この制戒の直前の因縁譚中には次の如くある。

(a) 世間の人々からの非難

無し。

(b) 教団内部の者（諸比丘）からの非難

諸比丘言。須提那。汝云何乃作如是惡事。於如來清淨法中。於欲無欲於垢無垢。能斷渴愛破壞巢窟。除衆結縛愛盡涅槃。汝今云何於此清淨法中。與故二共行不淨行耶。（大正新脩大藏經 二二卷 五七〇頁中 以降 大正と略記）

須提那の行為を比丘達は「如是惡事」と言い、非難している。惡事とは煩惱を断じ悟りへ向かうのに妨げとなる行為を意味している。

(c) 釈尊の呵責

世尊爾時以此因縁集諸比丘。（中略）問須提那。汝實與故二行不淨行耶。如是世尊。我犯不淨行。爾時世尊以無數方便呵責言。汝所為非。非威儀非沙門法非淨行非隨順行。所不應為。（大正 二二卷 五七〇頁中）

世尊は須提那の行為を呵責する。威儀に非ず、沙門法に反し、従うべき行為ではなく、なすべき行いではないと非難している。

波羅夷法第二盜戒。条文は「若比丘。若在村落。若閑靜處。不與盜心取。隨不與取法。若為王王大臣所捉。若殺若縛若驅出國。汝是賊汝癡汝無所知。是比丘波羅夷不共住」⁽⁷⁾であり、この制戒の因縁譚中には次の如くある。

(a) 世間の人々からの非難

戒律規定の根底（龍口明生）

時羅闍城中有諸居士不信樂佛法衆者。皆譏嫌言。沙門釋子無有慚愧無所畏懼不與而取。外自稱言。我知正法。如是。何有正法。（大正二二卷 五七三頁上）

ここでは仏法を信樂しない居士達から、釈尊の弟子達は慚愧がなく、畏れを知らない者達であり、他者に対しては自分たちは「正法を知っている」と言っているが、彼等は本当に正法が解っているのか、と非難されている。

(b) 教団内部の者（諸比丘）からの非難

時諸比丘聞諸少欲知足行頭陀知慚愧樂學戒者。嫌責檀尼迦。云何偷瓶沙王材木耶。（大正二二卷 五七三頁上）

諸比丘の中の少欲知足で、頭陀を行じ、慚愧を知り、そして戒をよく持っている比丘が非法を行った檀尼迦を非難している。ここではただ偷盜行為を「嫌責」したとのみある。

(c) 釈尊の呵責

世尊爾時以無數方便訶責檀尼迦比丘言。汝所為非。非威儀非沙門法非淨行非隨順行。所不應為。（大正二二卷 五七三頁上）

世尊は檀尼迦比丘の行為を呵責して、威儀に非ず、沙門法に非ず、淨行に非ず、従うべき行為ではなく、なすべき行いではないと非難している。

波羅夷法第三断人命戒。条文は「若比丘故自手断人命。持刀與人歎譽死快歎死。咄男子用此惡活為寧死不生。作如是心思惟。種種方便歎譽死快歎死。是比丘波羅夷不共住」⁽⁸⁾であり、この制戒の因縁譚中には次の如くある。

(a) 世間の人々からの非難

時有諸居士禮拜諸寺。漸次至彼園中見已皆共驚怪譏嫌言。此園中乃有是變。沙門釋子無有慈愍共相殺害。自稱言

我修正法如是何有正法。共相殺害。此諸比丘猶自相殺況於餘人。我等自今勿復敬奉承事供養沙門釋子。(大正二卷 五七六頁上)

ここでは諸寺に礼拝に行った居士達から、「沙門釈子は慈愍なくして互いに殺し合っている。自分たちは正法を修していると言っているのに、なんらの正法もありはしない。」と非難している。

(b) 教団内部の者(諸比丘)からの非難

無し。

(c) 釈尊の呵責

汝所為非非威儀非沙門法非淨行非隨順行。所不應為。云何婆裘園中比丘癡人。而自共斷命。(大正 二二卷 五七六頁中)

世尊は婆裘園中の比丘の行為を呵責して、威儀に非ず、沙門法に非ず、淨行に非ず、従うべき行為ではなく、なすべき行いではないと非難している。

波羅夷法第四大妄語戒。条文は「若比丘實無所知自稱言。我得上人法我知是我見是。彼於異時若問若不問。欲自清淨故言。我實不知不見言知言見虛誑妄語。是比丘波羅夷不共住⁽⁹⁾」であり、この制裁の因縁譚中には次の如くある。

(a) 世間の人々からの非難

無し。

(b) 教団内部の者(諸比丘)からの非難

無し。

戒律規定の根底(龍口明生)

(c) 積尊の呵責

時世尊以無數方便訶責婆裘河邊僧伽藍中安居諸比丘已。告諸比丘。此愚人。多種有漏處最初犯戒。（大正 二二卷 五七八頁上）

世尊は婆裘河邊の僧伽藍で安居していた諸比丘の行為を無數の方便で以て呵責し、彼等を「愚人」と非難している。以上、四波羅夷法のそれぞれについて、事件を起こした比丘に対する非難の面に注目してみた。

事件を起こした比丘が誰から非難を受けているかと言えば、第一波羅夷では、世間の人々からの非難は無く、諸比丘の非難と積尊からの非難である。第二波羅夷では、世間の人々の非難、諸比丘からの非難、積尊からの非難とすべて揃っている。第三波羅夷は、世間の人々からの非難及び積尊からの非難とであって、諸比丘からの非難は欠けている。そして第四波羅夷は、世間の人々の非難も諸比丘からの非難も欠如しており、ただ積尊からの非難のみである。

誰から非難を受けているかについて僅か四箇条についての検討ではあるが、種々に異なっている。このことは禁止される内容の相違に基づくと考えられる。なお、当然のことではあるが積尊からの非難は何れの条項にも具わっている。次に、各立場からの非難の内容に注目してみたい。

世間の人々からの事件を起こした比丘への非難は、沙門積子は慚愧が無く畏懼するところが無い、また他に対して私は正法を知っていると云ってはいるが、一体どこに正法があるのか、また慈悲の心も何等持っていないではないか、といったものである。この非難はいかなる観点からのものであるかと言えば、当時の、周囲の人々が懐く共通した出家者像に基づくものであり、またその出家者（ないし所属する教団）が日常的に人々に説いている教えの内容と彼の行為との不一致を鋭く突く立場からのものである。

諸比丘からの事件を起こした比丘への非難は、そのような行為は悪事である、仏教教団においては欲望を滅し煩惱を断じて涅槃を得べきであるのに、そのような行為は容認し難い、といった非難である。この非難は、釈尊の教えに帰依し、出家して、悟りを求めて修行している比丘達の基盤となっている仏陀の教えの内容を反映した立場からのものである。

釈尊からの事件を起こした比丘への非難は、その行為は認められるものではない、威儀に非ず、沙門法に非ず、淨行に非ず、隨順すべき行為ではなく、なすべき行いではない、と非難されている。この非難は、事件を起こした比丘本人が悟りへ向かって正しく修行すべきであるという立場からの呵責である。

三 非難の叙述の分類

『四分律』四波羅夷法における因縁譚に見られる事件を起こした比丘に対する非難については、上述の如くである。次に他の戒条の因縁譚についても、同様に検討してみたい。

事件を起こした比丘は、具体的にいかなる人々から非難を受け、さらにどういった点を非難されているのであろうか。そこで、(a)世間の人々からの非難、(b)諸比丘からの非難、(c)釈尊からの非難、の三者のそれぞれについて、非難者と非難内容とに注目して、具体例をいくつか挙げてみたい。

(a) 世間の人々からの非難

事件を起こした比丘を非難する者としては、「長者」、「諸長者」、「諸居士」が圧倒的に多く、その他「諸梵志等」、

「外道」、「諸大臣」、「諸不信樂大臣」等からの非難もある。

この世間の人々は、在家仏教徒と非仏教徒とに大別することができよう。なお、長者や居士たちといえは、仏教徒と見ながちであるが、仏教徒としての立場から彼の比丘達を非難しているとは一概には言えない。事例は少ないが、ある居士は非仏教徒であったことが明記されている場合もある。一例として、「時羅闍城中有諸居士不信樂佛法衆者。皆譏嫌言。」⁽¹⁰⁾とあるように、羅闍城の居士達の中には「仏法」を信樂しない人々、すなわち三宝に帰依していない居士達が事件を起こした比丘を非難している。重複するくらいはあるが、次に非難の具体例を示す。

居士、諸居士の非難の例としては、

一、時居士譏嫌言。此沙門釋子。不知慚愧受取無厭。外自稱言。我知正法。（大正二二卷七〇四頁上）

一、諸居士見已皆譏嫌言。此沙門釋子無有慚愧。外自稱言。我知正法。如是有何正法。（大正二二卷六九七頁下）

一、時諸居士皆嫌言。此沙門釋子不知慚愧。云何絡囊盛鉢肩上擔在道而行。如似官人。令我下道避之。（大正二二卷七二三頁中）

長者、諸長者の非難の例としては、

一、時長者嫌言。沙門釋子。受無厭足不知慚愧。外自稱言我知正法。如是有何正法。（大正二二卷六九六頁上）

一、時諸長者見譏嫌言。沙門釋子不知慚恥斷他命根。外自稱言我知正法。如今觀之有何正法。（大正二二卷六四一頁上）

非仏教徒である諸居士の非難の例としては、

一、時羅闍城中有諸居士不信樂佛法衆者。皆譏嫌言。沙門釋子無有慚愧無所畏懼不與而取。外自稱言。我知正法。如是何有正法。(大正二二卷 五七三頁上)

一、時舍衛城中有諸居士。不信佛法衆者盡共譏嫌言。沙門釋子不知止足無有慚愧。外自稱言我知正法。如是何有正法。(大正二二卷 六一二頁下～六一三頁上)

諸大臣の非難の例としては、

一、時諸大臣皆共譏嫌自相謂言。此沙門釋子不知慚愧。外自稱言我修正法。如此何有正法。(大正二二卷 六七頁中)

一、有諸不信樂大臣。至僧伽藍中觀看。見比丘以王所著大價錦衣作地敷。見已皆共譏嫌言。沙門釋子不知厭足。多貪畜遺餘。自言我知正法。如是觀之何有正法。以王所著大價衣作地敷。檀越雖施受者當知足。(大正二二

卷 八五七頁下～八五八頁上)

異教徒の非難の例としては、

一、諸梵志等譏嫌言。沙門釋子無有慚愧常作妄語。而自稱言。行正法。如今有何正法。(大正二二卷 六三四頁上)

一、彼外道譏嫌言。自是我衣求不可得耶。我衣新好廣大堅緻。汝衣弊故。云何俱共出家共貿易衣不得還悔。(大正二二卷 六二〇頁下)

以上、事件を起こした比丘に対する非難の言葉は、細部においては相違しているけれども、多くの場合、基本的に

は「沙門釋子無有慚愧。外自稱言。我知正法。如是有何正法」といった定型的な表現をとっている。沙門釈子でありながら慚愧もなく、他に対して自分は正法を知っていると云いながら、このような行いをする、この沙門の一体どこに正法があるのか、といった非難である。慚愧なしという表現が最も多いが、この他に、「無所畏懼」、「無厭足」、「不知止足」、「不知厭足」といった表現で足ることを知らない点を批判している。ここには、比丘達が日頃口にしてゐる教えと彼等の行為の不一致を世間の人々が矛盾と捉え非難しているのである。世間の人々は沙門釈子というものは言行一致してゐて当然であると見なし、それを期待していることが伺える。

(b) 諸比丘からの非難

事件を起こした比丘を非難する者としては、「比丘」、「諸比丘」であり、その中でも最も多いのは「少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者」である。数例を列挙すると、

「比丘」の非難の例としては、

一、時有比丘聞。呵責已。（大正二二卷七二三頁中）

「諸比丘」の非難の例としては、

一、諸比丘言。汝所為甚苦。何以言安樂耶。所為不安而言安耶。（大正二二卷五七九頁上）

「諸比丘の中の」少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者」の非難の例としては、

一、時諸比丘聞。中有少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者。呵責迦留陀夷言。（大正二二卷五八〇頁中）

一、諸比丘聞。其中有少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者。嫌責六群比丘言。（大正二二卷六〇一頁下。六二二頁下。）

次に非難の内容としては、何れの戒条もほぼ同様であり、具体的なものではなく、ただ当の比丘を「嫌責する」、「呵責する」という表現にとどまっている。しかし非難する代表的な比丘が「少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者」であるという点に注目するならば、非難される側の比丘は、欲望が多く、足ることを知らず、頭陀を實踐することもなく、戒を持つこともなく、慚愧を知らない者たち、であると想定されよう。

(c) 積尊からの非難

既述の如く戒条によつては、「世間の人々からの非難」や「諸比丘からの非難」が欠如している場合があるけれども、この「積尊からの非難」に関しては、因縁譚そのものが省略されている場合を除き、必ず付されている。そして、十三僧殘法以下、各戒条の因縁譚中に示される積尊の非難内容は、例外なく定型句「汝所為非。非威儀、非沙門法、非淨行、非隨順行、所不應為。」⁽¹¹⁾で以て叙述されている。

事件を起こした比丘に対して、汝の行為は非であり、作法に適っておらず、沙門として相應しくなく、淨行ではなく、隨順すべき行いではなく、為すべきことではない、と。ここには、世間の非難の再発を防ぐ目的、また教団内部のトラブルを防止する目的を包含していることは論ずるまでもないが、留意すべきは悟りへ向かうことを妨げる行為の防止にある。二百五十戒の制定目的の根底はまさしくこの一点にある。

む す び

以上、述べたことを今一度要約してみたい。いずれの律においても各戒の制定は随犯随制の建前をとっている。比丘のある行為が何らかの意味で否定されるべき性格を帯びている場合、その行為が繰り返し行われないことを目的に戒が制定される。「否定されるべき行為」というのは、他者から非難を受ける行為である。非難する側に注目すると、次の三者に大別することができる。(a)日常的に比丘たちが接する在家仏教徒をはじめ非仏教徒ないし異教徒達からの非難、(b)修行者仲間の比丘達からの非難、(c)積尊自身からの非難、とである。

さらに非難を受けて制裁に至る過程については次の如く三種の場合がある。(1) (a)・(b)・(c)が揃って非難する場合。在家仏教徒、その他の人々からの事件を起こした比丘への非難、そしてそれを見聞した仲間の比丘からの非難、それが積尊に伝わり積尊の当の比丘への非難という次第をとり、最終的に制裁に至る。(2) (b)・(c)からの非難の場合。仲間の諸比丘の非難にはじまり、それが積尊に伝えられる。積尊は当の比丘を非難され、そして戒の制定に至る。(3) (c)からのみの非難の場合。積尊自身が比丘の行為を目の当たりにし当の比丘を非難した上で制裁される。

上記三種の中、(1)・(2)の場合について注意すべき点は、ただ単に世間が非難したから、あるいは修行仲間の比丘達が非難したから、というそれだけの理由で積尊が制裁されているのではなく、必ず積尊自身によって行為の是非が判断され、その上で戒が制定されている点である。積尊が行為の是非を判断される基準は、その行為が悟りへ向かう修行の妨げとなるか否かという点にあるのである。世間の非難を受けたので、その行為の再発を防ぐといった単純な態度ではない。一見、世間の常識に迎合しているようではあるが、決してそうではない。制裁因縁譚中の出来事ではな

いが、比丘達のある種の行為が世間から非難を受けても、釈尊は必ずしも彼等の行為を規制されているとは限らない。修行の妨げにならない行為ないし修行へ向かう行為であるならば、釈尊はむしろ世間の非難を不当なるものとして取り上げられなかった場合もあったのである。⁽¹²⁾

註

- (1) 「経分別」の用語の使用については、平川彰『律蔵の研究』（山喜房佛書林、一九六〇年）二九一頁参照。
- (2) 記述様式の種類、用語に関しては、長井真琴・小野清一郎『仏教の法律思想』（大東出版社、一九三二年）二五―二八頁を参照。なお拙稿「経分別の記述形式の特徴」（『仏教学研究』第三〇号、一九七三年）一―二二頁。
- (3) 本稿では、比丘のある種の行為が、他者から非難を受ける類のものであった場合、その行為を、便宜上、「事件」と呼ぶ。
- (4) 平川彰『律蔵の研究』（山喜房佛書林、一九六〇年）、三〇八―三一八頁参照。
- (5) 大正二二卷 五七〇頁 中―下。
- (6) 大正二二卷 五七一頁 上。
- (7) 大正二二卷 五七三頁 中。
- (8) 大正二二卷 五七六頁 中―下。
- (9) 大正二二卷 五七八頁 上。
- (10) 大正二二卷 五七三頁 上。
- (11) 大正二二卷 五七九頁 中、等。
- (12) 本稿では、最初に断った如く『四分律』のみを取り上げ、戒律の根底について考察したゆえ、求めた結果は当然限られたものである。他の諸律についても同様の検討を加えるならば、各律蔵（各律蔵を所持した各部派）の特色がより一層明らかとなるであろう。

